

空き家家財等処分補助



空き家の利活用の促進を図るため、空き家の家財道具等を処分する費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

- 市内に事務所のある一般廃棄物処理業者を利用して、家財道具等の処分を行った費用

※特定家庭用機器リサイクル料金は、対象外です。

対象経費の1/2

上限5万円



注意

必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

対象者

- 個人の空き家の所有者又は購入した者であること
- 申請者が市税等に滞納がないこと
- 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること
- 暴力団員等でないこと

対象物件

- 江田島市に登録された空き家

※江田島市に登録された空き家とは

半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。

- 市内に事務所のある一般廃棄物処理業者を利用して、家財道具等を処分する空き家
- 家財道具等を処分後に空き家の所有者が、居住又は空き家バンクに登録する空き家

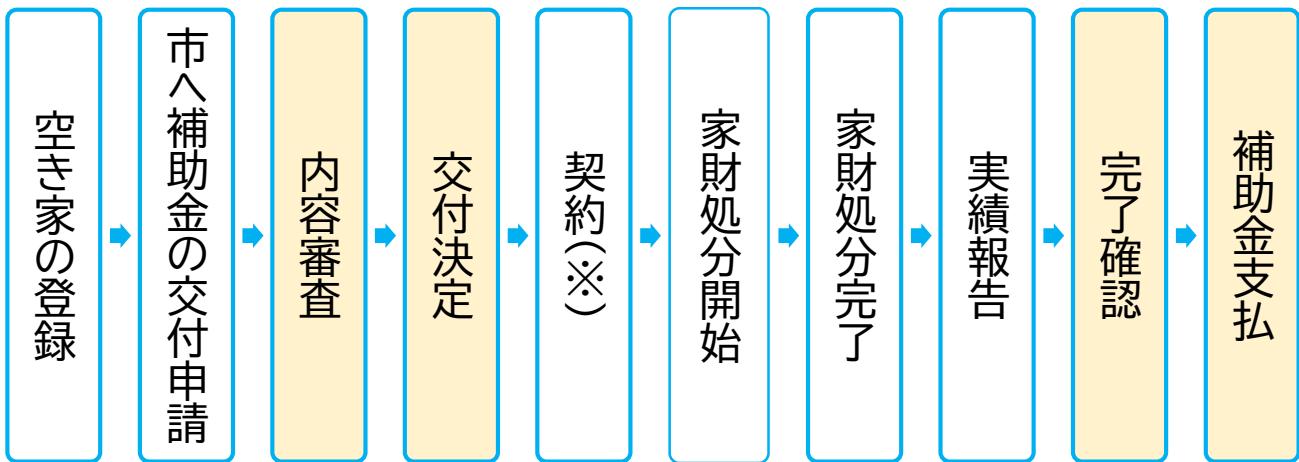
空き家の所有者や購入者が相続登記をし、居住や空き家バンクに登録する場合には…

空き家相続登記等処分補助が利用できます。

対象経費の1/2

上限5万円

補助金申請の流れ



※契約後に金額(見積額)の変更がある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからダウンロードできます。
2	見積書の写し	・江田島市内に事務所のある一般廃棄物処理業者のものを提出してください。
3	現在の家財道具等の状況写真	・処分する物が分かるように撮影してください。
4	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可)
5	市税等に滞納がないことを証明する書類 ※申請者本人のもの	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市の書類を提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村の書類を提出してください。
6	誓約書兼確認書	・市HPからダウンロードできます。
7	空き家登録台帳	・補助金申請時に提出できます。

実績報告時に必要な書類

報告期限:3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・家財道具処分前・中・後の写真
- ・居住の方は、住民票の写し
- ・空き家バンクに登録の方は、空き家バンク登録申請書の写し

空き家バンクとは

江田島市にある空き家を有効活用して、移住・定住の促進と地域の活性化を図る取り組みで、空き家の所有者に物件の登録をしていただき、利用希望者へ紹介する制度です。

登録するには、条件があります。

詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課
電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.lg.jp